

具定展望台整備事業実施設計業務 特記仕様書

第1条（適用）

1. 本特記仕様書は、「具定展望台整備事業実施設計業務」（以下「本業務」という）に適用する。
2. ここに定めがないものは、「愛媛県委託業務関係共通仕様書（案）」による。
3. 建築設計業務に関する仕様書等は、別紙「公共建築設計業務共通仕様書」及び「公共建築設計業務特記仕様書」による。

第2条（業務の目的）

1. 本業務は、令和5年度に計画した具定展望台整備事業基本計画に基づき、具定展望台の施設改修が行えるよう設計を行う事を目的とする。
2. 具定展望台は、日本夜景遺産（2010年）、日本夜景100選（2004年）、恋人の聖地（2012年）に選出されており、景観への配慮や利用者ニーズにそった設計内容とし、広く市民の意見を取り入れる手法として検討会を開催することとする。

第3条（定義）

1. 本特記仕様書において、「甲」とは、発注者である四国中央市をいい、「乙」とは、受注者をいう。

第4条（管理技術者）

1. 「乙」は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を管理技術者として選任することとする。
2. 管理技術者は、本業務と同種業務の実績を有する者で、以下の資格要件のいずれかを満たすものとする。
 - （1）技術士（建設部門／都市及び地方計画）
 - （2）技術士（総合技術管理部門／建設／都市及び地方計画）
 - （3）RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）

第5条（照査技術者）

1. 照査技術者は、業務の成果品の内容について技術上の照査を行う者で、以下の資格要件のいずれかを満たすものとする。
 - （1）技術士（建設部門／都市及び地方計画）
 - （2）技術士（総合技術管理部門／建設／都市及び地方計画）
 - （3）RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）

第6条（担当技術者）

1. 受注者は、業務の実施にあたって適宜担当技術者を定めることとする。
2. 担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について十分な経験と能力を有するものとする。

第7条（業務概要）

1. 本業務の概要は、以下のとおりとする。測量成果（現況図・横断面図）は、貸与する。

・公園詳細設計

公園詳細設計（A=700 m ² ）	1 式
申請資料作成	1 式
設計協議	1 式

・地質調査

土質ボーリング	想定 10m	1 箇所
標準貫入試験		10 回
資料整理まとめ・断面図等の作成		1 式

第8条（設計業務）公園詳細設計

1. 公園詳細設計は、具定展望台基本計画に基づき諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定し、工事に必要な詳細図書を作成し、工事費を算出するものとする。

以下の内容に関して、実施設計を行うこと。なお、建築設計に係る詳細については、別紙「建築設計業務特記仕様書」を参照すること。

- ・施設設計
- ・外構設計
- ・照明設計
- ・撤去設計
- ・その他

【実施設計の概要】

① 与条件の確認及び調査

現地調査等を踏まえ、以下の事項を整理するものとする。

- ・与条件の把握と整理
- ・適用設計条件や設計基準の確認
- ・関連機関との調整内容の確認
- ・現地細部確認調査
- ・工事期間中の展望台の利用方法の確認

② 実施設計図の作成

実施設計図の作成においては、下記の各検討項目に留意するものとする。

- ・便益性…構造、形状寸法、材質、他施設との取り合わせ、容量、維持管理
- ・安全性…強度、耐力、形状寸法、材質、施工法、利用法、維持管理
- ・景観性…色彩、形状寸法、材質、感触、周辺との調和
- ・耐久性…材質、施工法、維持管理
- ・経済性…価格、材質、施工法、維持管理
- ・施工性…施工法、安全性、経済性、工期、施工時期

- ・維持管理
- ・関係法規等への適合

2 実施設計図は、設計対象物を構築するため工事施工の際に、正確かつわかりやすく作成するものとする。

i) 施工位置図

ii) 現況図

iii) 実施設計平面図

- ・一般平面図
- ・排水計画平面図
- ・施設平面図
- ・その他平面図（施設撤去、電気、照度分布図等）

iv) 施設詳細図

- ・記載項目…構造、寸法、材料、仕上げ、使用材料数量

v) 構造図

- ・記載項目…構造、寸法、材料、仕上げ、使用材料数量

vi) 展開図

- ・記載項目…排水などの縦断計画を表示した図面を作成

3 工事施工の際に設計図面だけでは表現できない事項や、補足すべき事項を記した図書を作成する。その内容としては、以下の通り。

- ・準拠すべき基準等
- ・材料に関する事項
- ・施工に関する事項
- ・施工管理に関する事項

③ 数量計算

工事施工にあたって、その内容を把握し、工事費の算出を行うため、施工内容の細部にわたる数量を算出する。

④ 概算工事費の算出

実施設計における工事費を算出する。

⑤ 照査

業務の節目において適正に照査を行うこととし、以下の事項について確認する。

- ・基礎情報等の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査整備内容は下記の内容にて検討を行うこと。

⑥ 打合せ

本業務において、設計方針及び設計内容が適正且つ円滑に行えるよう、業務着手時・中間3回・成果品納入時の5回を予定しているが、必要に応じて適宜協議を行うものとする。

第9条（設計業務）申請資料作成

1. 具定展望台は、都市計画区域内であることから関係諸官庁との協議を行い、建築確認申請等の必要な資料を作成するものとする。

第10条（地質調査）

1. 本設計では、基礎地盤の確認のためボーリングを計上しているが、実施前に既存資料を十分検討し、必要に応じて調査内容の変更を行うものとする。
2. 初回打合せ時に調査内容の予定とその必要性を整理し、協議すること。また、現地作業に入る前には、調査内容の承認を受けること。
3. 詳細については、別紙「建築設計業務特記仕様書」を参照すること。

第11条（成果品）

成果品は下記のとおりとする。

1. 成果報告書 : A4版チューブファイル 2部
 - (1) 実施設計図 : A3縮小版
 - (2) 設計説明書
 - (3) 数量計算書
 - (4) 概算工事費
 - (5) 参考資料
2. 地質調査
 - (1) 調査報告書
 - (2) 土質標本 1式
3. その他
 - (1) 業務関連電子データ : CD-R 2部（正・副）
 - (2) 別紙「建築設計業務特記仕様書」別表-1に記載するもの
 - (3) 「甲」「乙」協議により決定したもの

以 上